



新型コロナ対策支援カード 使える支援制度のカードを探しましょう

個人・家族向け

*各制度には適用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性があります。随時、各ホームページ(QRコード)を確認を。 新型コロナ対策支援カード ©2021 弁護士永野 海

生活費・家賃

緊急小口資金(貸付)



20万円以内
(条件については要相談)

窓口

市区町村の
社会福祉協議会

誰に

新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人

無利子・保証不要・1年据置2年返済

総合支援資金(貸付)



二人以上世帯
最大60万円
単身世帯
最大45万円
初回貸付、再貸付が6月末まで延長

窓口

市区町村の
社会福祉協議会

誰に

新型コロナで収入減や失業など生活困窮している世帯

無利子・保証不要・1年据置10年返済

住居確保給付金



3か月間の家賃相当額(求職中なら最大9か月間)を家主に給付

窓口

コールセンター
0120-23-5572(平日)

誰に

離職・廃業から2年以内又は休業等の収入減で離職等と同程度の状況の人

6月末まで3か月再支給の申請可能

休業の支援

休業手当



会社の指示による休業の際など賃金の6割以上を支給(労基法)

窓口

勤め先

誰に

勤め先から休業を指示された労働者(パート労働を含む)

休業手当支払で雇用調整助成金あり

新型コロナ対応休業支援金・給付金



休業前の賃金の80%(日額上限11,000円)を支給
*1日4時間未満の就労になる勤務時間減少やシフト減も対象

窓口

郵送・オンライン

誰に

新型コロナで休業させられた中小企業の労働者で、休業手当をもらえなかった人

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで対象

傷病手当金(健康保険)



新型コロナ感染などで働けない期間標準報酬日額の3分の2を支給

窓口

健康保険組合など

誰に

新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者

4日目から支給。最長1年6か月

その他

社協貸付の流れ

緊急小口資金を申請
↓
その後も収入減や休業・失業などが続けば、総合支援資金を申請
↓
条件を満たせば住居確保給付金も申請
償還時に住民税非課税なら貸付の償還免除も

学生等への支援制度



経済的に困難な学生などへの高等教育の就学支援制度については、上記文科省の資料などで随時確認

公共料金・地方税の猶予等



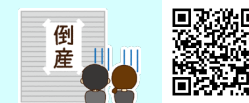
コロナの影響を受けた方の地方税や公共料金などの猶予制度については上記QRコードを参照

社会保険料等の猶予制度



コロナの影響で収入減少した人に、国民健康保険、国民年金、介護保険等の保険料の減免や徴収猶予などの可能性あり

未払賃金立替払制度



倒産した事業者の未払賃金の8割(上限あり)を立替える制度(労基署)

生活保護



収入が最低生活費に満たない場合に、生活費、家賃、医療費等を支給(自治体)